

平成27年西尾市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月30日

西尾市監査委員 手嶋英夫
西尾市監査委員 長谷川敏廣

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成26年12月2日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 長谷川敏廣 殿

請求の要旨

この請求は、佐久島の防潮扉8か所の開閉活動の是正を求めるものである。

風水害時の防潮扉開閉活動について、その閉鎖は西尾市河川港湾課が決定し、消防と該当町内会などに連絡することになっている。

その連絡を受けた消防本部通信指令室は、消防団へメールにより出動指令を入れる。（別紙－1.「風水害時の防潮扉開閉活動について」）

しかし、佐久島については「佐久島分団長の判断で実施する。」とあり、河川港湾課からの閉鎖依頼及び消防本部からの出動指令メールの有無に拘わらず、佐久島分団はH25.9.15.とH25.10.15.の2度に亘り、過剰防衛的に防潮扉を閉鎖したため、費用弁償額合計138,000円を発生させ、同額の損害を市民に与えた。

そこで、西尾市長には、下記の通りの措置を請求する。

1. 2度に亘る過剰防衛的で、科学的・合理的でない判断に基づく防潮扉閉鎖に伴う費用弁償額138,000円の返還請求を行うところだが、支払から1年以上経過していない10月15・16日分68,000円についてのみ、その返還措置を請求する。
2. 上記損害の再発防止並びに消防本部が本来の職責を果たすために佐久島の防潮扉閉鎖判断の佐久島分団長への丸投げ（消防本部の職務放棄）を廃止し、消防本部が主体

となり、佐久島分団との協議等により、自治体として統制のとれた、防潮扉閉鎖の科学的・合理的な判断が出来る「しくみづくり」をするよう措置することを請求する。

請求の理由

平成25年度において、一色消防団佐久島分団は、9月15日(日)及び10月15日(火)の2回、台風の接近に備えて、島内の8か所の防潮扉を閉鎖し夫々その翌日にはその開放を実施した。

但し、その2度の台風接近に際して市河川港湾課は、高潮警報・注意報等による防潮扉閉鎖の必要性を認めておらず、防潮扉閉鎖の連絡はしていない。(別紙-2 公文書非開示通知書①)

その状況下での防潮扉閉鎖の実施であり、その実績は下表の通りである。

閉鎖・開放の実績(別紙-3「H25 消防団活動報告集計表」より作成)

	年月日	時刻	所要時間	出動人員	費用弁償額
NO.1	H25.9.15(日)	16:30~17:10	40分	26名	52,000円
	H25.9.16(月)	7:00~10:00	3時間	9名	18,000円
	計	—	延44H	35名	70,000円
NO.2	H25.10.15(火)	15:30~17:00	1.5時間	30名	60,000円
	H25.10.16(水)	7:30~8:30	1時間	4名	8,000円
	計	—	延49H	延34名	68,000円

(注) 上表での、閉鎖・開放に要した所要時間と出動人員の異常な、アンバランスは、これが全てではないにしても、消防団活動集計表の信憑性に対して強い疑念を抱かせるものである。

	閉 鎖				開 放			
	所要時間	出動人員	延時間	注記	所要時間	出動時間	延時間	注記
NO.1	40分	26名	1,040分	← 2.6倍	3時間	9名	1,620分	← 1/7
NO.2	1.5時間	30名	2,700分		1時間	4名	240分	

※No.2 10月15・16日分の費用弁償支給日は、H26.1.24である。(別紙-4)

どちらも同じ8か所の防潮扉の開閉の筈なのにたった1か月後で、閉鎖が2.6倍、開放が1/7とは何が正で、なにが誤なのか見当もつかない。

この2度の台風接近による高潮被害が県内どこにも発生していないことが、2回に亘る防潮扉閉鎖が過剰防衛であることの証である。

その結果、西尾市民にたいして、費用弁償額138,000円の損害を与えた。

この問題の第一は、佐久島の防潮扉閉鎖の判断が佐久島分団長に委ねられ市河川港湾課の防潮扉閉鎖の連絡の有無に拘わらず行われることにある。

しかし、防潮扉閉鎖の判断を委ねられれば、分団長=島民は、自分たちの為「まづは安全第一」と考え、「兎に角、閉鎖しておくに越したことはない。」と、例え過剰防衛的と思っ

も閉鎖を判断することは、想像に難くない。

それは、島外の者でも心情的には理解できるが、それが「自分たちの為の」防災活動である以上は「公助」とは言えず「共助」の筈である。

「公助」と言うならば、第3者、市または消防本部などの公的機関の指示があるべきである。分団長＝島民が消防本部の代行だとしても、島民の立場を抜け出して公共機関と同じように客観的立場に立ち、科学的・合理的判断をするには、相当な無理があり、「公助」とは言えない。

それでも佐久島分団長の閉鎖判断を根拠に「公助」とするならば、「自主防災会」も、自分たちを守る自主防災活動を市から委ねられ、防災対策を実施しているが、例えば避難路の整備、避難標識設置、用水路の清掃等々も「公助」になる筈である。その費用も市が分担すると言うのだろうか。

以上のように、防潮扉閉鎖の判断を佐久島分団長に委ねることは、「公助」と「共助」の別を曖昧にさせ、防災上の混乱を招くことにしかならない。

問題の第二は、佐久島分団長に防潮扉閉鎖の判断を委ねるのは、「消防本部では佐久島の状況・事情等が良く分からず、閉鎖可否の判断が出来ない。」（消防本部職員談）という理由である。

消防本部がこの姿勢・考え方を取り続けるならば、消防本部は佐久島の防潮扉閉鎖には永久に関与することは出来ないであろう。

何故なら、閉鎖の事後報告を受けても、その判断の根拠などを問うこともないため、佐久島分団長は閉鎖判断の根拠となるデータ・理由についてなんの保持もない。（別紙－5 公文書非開示通知書②）それにより、後にその判断の是非を検証しようにもその材料もなく、他人が介入しようにもその余地がない、まるで「丸投げ」状態だからである。

これは、「品質管理」で言う「P-D-C-A」のサイクルが全く廻っていない、旧態依然の、何も考えない、やりっ放しの行政そのものの仕事の仕方である。

その一方で、平成26年10月26日付けの読売新聞（別紙－6）には、津波発生時の水門・防潮扉閉鎖作業の安全を確保するため、国土交通省は、閉鎖作業の制限時間を決める「退避ルール」を策定するよう、管理する自治体などに求めることを決めた。」とある。

これに対しても、消防本部は佐久島に関しては「丸投げ」しかねない。当然、消防本部と佐久島分団双方で検討すべきと思うが、それさえもしないとなれば、消防本部の「職務放棄」も甚だしい。

上記「退避ルール」と同じように、佐久島の防潮扉の閉鎖に関しても、例えば「消防本部が主体性を持って、佐久島分団と共同で研究し、防潮扉閉鎖基準（仮）を策定し、その適用に際しては両者の協議によって判断する。」など、自治体として統制のとれた、科学的・合理的な判断が出来るようにすべきである。

以上のことから、西尾市長に対して、以下の措置を講ずることを請求する。

1. 平成25年9月15日、10月15日の2度に亘る過剰防衛的で科学的・合理的と言えない判断に基づく防潮扉の閉鎖により、佐久島分団は西尾市民に138,000円の損害

を与えた。ただし、その支給以降1年以上を経過していない10月15・16日分68,000円についてのみ、その返還措置を請求する。

2. 上記1. の過剰防衛的で科学的・合理的とは言えない防潮扉閉鎖の根本原因は、佐久島の防潮扉閉鎖の判断を佐久島分団長に委ねている（消防本部の職務放棄）ことにある。

その再発防止のため、消防本部が主体的に佐久島分団と協議等をして自治体として統制のとれた、防潮扉閉鎖の科学的・合理的判断が出来る「しくみづくり」をするよう措置することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●

職業 ●●

氏名 ●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・風水害時の防潮扉開閉活動について（H26.10改定）
- ・公文書不開示決定通知書
- ・H25 消防団活動報告集計表
- ・決裁写し（平成26年1月15日付け起案「西尾市消防団員に対する費用弁償の支給について」）
- ・公文書一部開示決定通知書
- ・新聞切り抜き（平成26年10月26日 読売新聞「水門閉鎖に退避ルール」）

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 1 0 8 号

平成 2 7 年 1 月 2 9 日

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫

西尾市監査委員 長 谷 川 敏 廣

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 26 年 12 月 2 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

風水害時の防潮扉開閉活動について、その閉鎖は西尾市河川港湾課が決定し、消防本部と該当町内会などに連絡することになっている。その連絡を受けた消防本部は、消防団へメールにより出動指令を入れる。

しかし、佐久島については「佐久島分団長の判断で実施する。」とあり、河川港湾課からの閉鎖依頼及び消防本部からの出動指令メールの有無に拘わらず、佐久島分団は平成 25 年 9 月 15 日と同年 10 月 15 日の 2 度に亘り、過剰防衛的に防潮扉を閉鎖したため、費用弁償額合計 138,000 円を発生させ、同額の損害を市民に与えた。

(2) 違法又は不当とする理由

台風の接近に備えて、島内の 8 か所の防潮扉を閉鎖し夫々その翌日にはその開放を実施した。但し、その 2 度の台風接近に際して河川港湾課は、高潮警報・注意報等による防潮扉閉鎖の必要性を認めておらず、防潮扉閉鎖の連絡はしていない。

また、この 2 度の台風接近による高潮被害が県内どこにも発生していないことが、2 回に亘る防潮扉閉鎖が過剰防衛であることの証である。

(3) 求める措置

西尾市長に対し、過剰防衛的で、科学的・合理的でない判断に基づく防潮扉閉鎖に伴う費用弁償額 138,000 円の返還請求を行うところだが、支払から 1 年以上経過していない 68,000 円の返還措置及び再発防止並びに消防本部が本来の職責を果たすために佐久島の防潮扉閉鎖判断の佐久島分団長への丸投げを廃止し、消防本部が主体となり、佐久島分団との協議等により、自治体として統制のとれた、防潮扉閉鎖の科学的・合理的な判断が出来る「しくみづくり」をするよう措置することを請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・風水害時の防潮扉開閉活動について（H26. 10 改定）
- ・公文書不開示決定通知書
- ・H25 消防団活動報告集計表
- ・決裁写し（平成 26 年 1 月 15 日付け起案「西尾市消防団員に対する費用弁償の支給について」）
- ・公文書一部開示決定通知書
- ・新聞切り抜き（平成 26 年 10 月 26 日 読売新聞「水門閉鎖に退避ルール」）

2 請求の受理

本件請求は、平成 26 年 12 月 2 日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、同年同月 4 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月 5 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項

平成 25 年 10 月 15 日の台風 26 号（以下「26 号台風」という。）に係る西尾市一色消防団一色佐久島分団（以下「佐久島分団」という。）の風水害警戒出動（防潮扉開閉）に対する費用弁償の支給の実態を監査対象事項とした。

3 監査対象部課

災害対策本部の設置及び運営に関する事務を所管する危機管理局危機管理課、陸こ

う・樋門操作に関する事務を所管する建設部河川港湾課及び消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成 26 年 12 月 19 日、西尾市役所 5 階会議室において、危機管理局危機管理課長、建設部河川港湾課長、課長補佐及び主事並びに消防本部総務課主幹、課長補佐及び主査から風水害時の防潮扉開閉活動及びこれに対する費用弁償の支給について事情聴取した。

また、平成 27 年 1 月 15 日、佐久島において、佐久島分団の分団長（以下「分団長」という。）から当時の状況について事情聴取した。

一方、河川港湾課及び消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 防潮扉開閉活動に係る判断の特例について

防潮扉開閉活動は、本土では災害対策本部の指示により実施するのに対し、佐久島では、高潮はもちろんのこと、風や砂の影響を受けるほか、災害対策本部要員がいないなど離島であるが故の事情により、従前から分団長が島の防潮扉開閉に係る判断をしていた。なお、近くの日間賀島、篠島においても、地元の判断で実施している。

2 26 号台風における防潮扉開閉活動について

監査対象事項とした 26 号台風の際、市は平成 25 年 10 月 15 日午後 8 時 34 分に気象庁からの暴風警報発令を受けたと同時に、災害対策本部を設置し台風に備えたが、本土側の防潮扉の閉鎖の指示は出さなかった。

その時既に佐久島では、本土と佐久島を結ぶ唯一の交通手段である市営渡船が、船長の判断により同日午前 10 時 20 分佐久島西港発一色港行きを最後に欠航となったこともあり、分団長の判断で同日午後 3 時 30 分から防潮扉の閉鎖作業を実施し、その旨を消防本部へ報告していたことを確認した。

3 監査対象事項に係る事務処理について

分団長は活動終了後、活動報告書を作成し、直ちに消防本部に提出した。消防本部は提出された活動報告書を確認し、第 3 四半期分として他の活動に対するものと併せ、平成 26 年 1 月 15 日付けで起案し、同年同月 24 日付けで各団員の口座に費用弁償を支給した。

第 4 監査委員の判断

26 号台風における防潮扉開閉活動について、離島における諸事情から分団長が判断するという長年の仕組みと、島民の安全を第一に考えた分団長の判断は妥当であり、これ

に係る費用弁償の支給についても、条例等に従い事務処理され適正と判断できる。

第5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。

(意 見)

今回の請求のなかに「高潮被害が県内どこにも発生していないことが、2回に亘る防潮扉閉鎖が過剰防衛であることの証である。」とありますが、相手が自然の猛威であるだけに、より大事をとるといふ決断こそが、信頼される指導者として当然のあり方と考える。

一方、消防本部においては、益々求められる行政の説明責任を果たす意味でも、事務処理について、より一層の工夫を望むものである。